

大和市告示第86号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年5月1日

大和市長 古谷田 力

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱

(大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1結核（BCG）の項中「11,495円」を「13,145円」に改め、同表ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風（4種混合）の項の次に次のように加える。

ジフテリア・百日せき・急性 灰白髄炎・破傷風・Hib (5種混合)	1期	生後2月以上3歳未満	23,573円
		3歳以上6歳未満	22,143円
		6歳以上7歳6月未満	21,318円

第2条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を次のように改正する。

別表第1限度額の欄を次のように改める。

限度額
17,633円
12,100円
13,211円
8,767円
7,722円
6,292円
5,467円
5,214円
13,277円
11,847円
9,317円
7,887円

9, 317円
7, 887円
9, 581円
9, 823円
8, 393円
7, 568円
12, 485円
11, 055円
10, 230円
13, 882円
12, 452円
11, 627円
23, 639円
22, 209円
21, 384円
10, 065円
12, 551円
17, 006円
30, 019円
費用免除者 5, 456 円
費用免除者以外の者 3, 456円
費用免除者 9, 009 円
費用免除者以外の者 6, 009円

(大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第3条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に

関する要綱（平成25年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

別表第1結核（BCG）の項中「11,495円」を「13,145円」に改め、同表ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風（4種混合）の項の次に次のように加える。

ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風・Hib（5種混合）	21,318円
---------------------------------	---------

第4条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を次のように改正する。

別表第1限度額の欄を次のように改める。

限度額
13,211円
8,767円
10,065円
12,551円
5,467円
5,214円
11,627円
21,384円
10,230円
11,847円
7,887円
7,887円
9,581円
7,568円
17,006円
30,019円
費用免除者 9,009円
費用免除者以外 6,009円

（大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正）

第5条 大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱（令和元年大和市告示第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	11,495円	を	「	13,145円	に改め、同表ジフテリア・
		10,065円			11,715円	
	」	9,240円		」	10,890円	

百日せき・急性灰白髄炎・破傷風（4種混合）の項の次に次のように加える。

ジフテリア・百日せき・急性 灰白髄炎・破傷風・H i b (5種混合)	3歳未満	23,573円
	3歳以上6歳未満	22,143円
	6歳以上	21,318円

第6条 大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 限度額の欄を次のように改める。

限度額
13,211円
11,781円
10,956円
8,767円
7,337円
6,512円
7,722円
6,292円
5,467円
5,214円
13,277円
11,847円
11,022円
9,317円
7,887円
7,062円
9,317円
7,887円

7, 062円
9, 581円
8, 756円
9, 823円
8, 393円
7, 568円
12, 485円
11, 055円
10, 230円
13, 882円
12, 452円
11, 627円
23, 639円
22, 209円
21, 384円
10, 065円
9, 240円
12, 551円
11, 726円
17, 006円
30, 019円

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、第1条、第3条及び第5条の規定による改正後のそれぞれの要綱の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条、第3条及び第5条の規定による改正後のそれぞれの要綱の規定は、適用日以後に実施する予防接種について適用し、適用日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。
- 3 第2条、第4条及び第6条の規定による改正後のそれぞれの要綱の規定は、附則第1項ただし

書に規定する規定の施行の日以後に実施する予防接種について適用し、同日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。